

新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

新宿区健康部医療保険年金課では、業務の効率化と区民サービスの更なる向上を目的に国民健康保険の加入や保険料等に関する問合せに対応する新宿区国民健康保険事務センターを令和3年2月より開設し、業務委託により運営している。

近年、国民健康保険制度は頻繁な制度見直しが行われ、オンライン資格確認システムの導入、現在予定されている健康保険証のマイナンバーカードへの移行や産前産後の保険料免除制度などに加え、マイナンバーカードを活用した新たなサービスや業務改善等が予測される。

このような状況において、現在の業務委託契約が令和5年9月29日をもって終了することに伴い、令和5年10月以降も引き続き業務を円滑に実施するため、国民健康保険制度に関する十分な知識や経験のほか、制度の変化に柔軟に対応できる事業者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 本プロポーザルとは、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザル」をいう。
- (3) 参加予定者とは、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、「企画提案書」（第3号様式）及び「見積書」（第4号様式）を提出した者をいう。
- (5) 事務局とは、「医療保険年金課庶務係」をいう。
- (6) 選定委員会とは、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係る事業者選定委員会」をいう。

3 契約を予定している内容

別紙「提案仕様書」のとおり

4 委託期間

令和5年10月2日から令和6年3月29日まで

※本プロポーザルで選定された事業者は毎年度事業評価を行い、一定の評価を得た場合に限り、令和5年10月2日から最長で3年間（令和8年9月30日まで）、随意契約の締結を可能とするものとする。

5 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は、17,410,800円（消費税込み）とする。

6 参加資格

参加予定者が本プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和5年4月28日（金））とする。

また、契約時までには以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、現在も保持していること。

7 参加手続き

本プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）、「会社概要」（第2号様式）、「プライバシーマーク又はISMS認証取得を証明できる書類」の提出により参加手続きを行う。なお、参加手続きの締切等は次のとおりとする。

- (1) 「8 質問・回答」による質問を行う事業者については、令和5年5月2日（火）午後3時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、提出にあたっては、あらかじめ来庁日時を連絡すること。
- (2) 「8 質問・回答」による質問を行わない事業者については、令和5年5月16日（火）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、提出にあたっては、提出予定日を令和5年5月11日（木）午後5時までに事務局へ電子メールにて来庁日時を連絡し、事務局へ受信確認のため電話連絡すること。

8 質問・回答

(1) 参加予定者の質問

「7 参加手続き(1)」の手続きを経た参加予定者は、本プロポーザルに関して質問を行うことができる。質問にあたっては、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第6号様式)を以下のとおり提出する。

なお、提出の際は、事前に、事務局へ電話連絡をすること。

- ・提出期限：令和5年5月9日(火)午前10時
- ・提出方法：電子メールによるものとする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年5月10日(水)午後5時(予定)までに事務局が区公式ホームページに掲載し、公表する。なお、提案内容に関わる質問には回答しない。

9 企画提案書等の作成及び提出方法

医療保険年金課にて作成している「国民健康保険事業概要」「新宿区国民健康保険の現状と取組み」から読取れる区の現状と課題を挙げ、課題等に対する考えを入れ、提案すること。

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書(第3号様式)

【提出部数】12部

【作成方法】・指定の様式を使用すること。

- ・各項目は1ページ内に収め記載すること。
- ・様式に記載された指示に基づき提案内容を記載すること。記述の方法は自由とする。
- ・各種書類の添付は認めない。
- ・事業者が特定できるような名称・ロゴマーク等は使用しない。
- ・12部のうち、1部については表紙に事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「健康部長」とすること。
- ・A4片面印刷、長辺左片綴じの上、それぞれ1部ずつ2穴A4のフラットファイルにファイリングすること。

② 見積書(第4号様式)

【提出部数】1部

【作成方法】・指定の様式を使用すること。金額は税込とすること。

- ・様式に必要な項目を記載し代表者印を押印のうえ、その見積に係る内訳を記載すること
- ・内訳の記載について様式は問わない。見積書と内訳書は、とじ目に代表者印にて割印を押印すること。

注) 委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は、評価対象から除外する場合がある。

(2) 提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時

なお、提出期限までに「9 企画提案書等の作成及び提出方法（1）」に記載の書類提出がない場合には、辞退したものとみなす。

② 提出方法

あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡のうえ、一括して事務局へ持参すること。

なお、不足や不備がある場合、受理しない。また、郵送等による提出は認めない。

(3) 企画提案書の内容

以下の内容について、第3号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「提案仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、事業者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

項目	記入内容
表紙	12部のうち、1部のみ表紙に事業者名等を明記すること
1 会社概要・受託実績	会社概要を記載してください。また、これまでに貴社及び業務責任者が携わった本業務と同種・類似の業務実績について、官公庁名、受託年度、事業名、事業概要を記載してください。なお、業務責任者とは本業務を総合的に把握し、かつ調整を行い各担当者に指揮監督する予定者とします。
2 人材採用・育成計画	本業務を適切に遂行するために必要な、最適な人材を確保するための採用計画、研修内容、研修スケジュールについて記載してください。
3 国民健康保険業務における業務体制（1）	本業務を適切に遂行するために必要な、組織体制、人員配置、労務管理、緊急時の対応について記載してください。
3 国民健康保険業務における業務体制（2）	本業務に従事する者の経験年数、雇用形態、社会保障、最低賃金及び平均賃金（時給及び月給に換算）について記載してください。
4 国民健康保険業務における業務手法（1）	区における国民健康保険の現状や課題を踏まえ、内部業務を実施する際の工夫や貴社の持つノウハウについて記載してください。
4 国民健康保険業務における業務手法（2）	区における国民健康保険の現状や課題を踏まえ、電話受付業務を実施する際の工夫や貴社の持つノウハウについて記載してください。
5 情報セキュリティ・個人情報	本業務を適切に遂行するために必要な、情報セキュリティに関する取組や教育、個人情報の管理方法について記載してください。
6 その他提案事項	本業務に関して、その他効果的な提案があれば記載してください。

10 参加の辞退

本プロポーザルの参加予定者及び参加者のうち、参加を辞退する者は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第5号様式）をあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡のうえ、令和5年5月16日（火）までに事務局へ持参にて提出すること。

11 企画提案の評価（選定）方法

選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

（1）第1段階評価（第1次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

（2）第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。プレゼンテーションは企画提案書のみ使用するものとし、追加資料は認めない。また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等は使用しない。

【日時】令和5年6月23日（金）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

（3）評価基準

① 第1段階評価（企画提案書による評価）

1 会社概要・受託実績	経験値、信頼性
2 人材採用・育成計画	有効性、実効性、妥当性
3 国民健康保険業務における業務体制（1）	妥当性、有効性、適応力
3 国民健康保険業務における業務体制（2）	信頼性、適正性、優位性
4 国民健康保険業務における業務手法（1）	理解度、洞察力、実現性、有効性
4 国民健康保険業務における業務手法（2）	理解度、洞察力、実現性、有効性
5 情報セキュリティ・個人情報	信頼性、機密性、有効性
6 その他提案事項	優位性、有効性

② 第2段階評価（企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングのため、第1段階評価と同様の評価項目、評価内容とするが、取組姿勢等も含めたプロポーザル全体の総合的な評価を行う。

（4）受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額以下の事業者のうち、第2段階評価の評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

12 準備業務

本プロポーザルによる事業者選定の結果、令和5年9月29日までの業務を受託する事業者とは別の事業者（以下、「新事業者」という。）が受託候補者となった場合は、本業務の履行に先立ち2か月間の準備業務期間を設け、それに係る契約を別途締結することとする。

よって、新事業者は必ず準備業務委託契約に応じること。

(1) 委託期間

令和5年8月1日から令和5年9月29日まで

(2) 業務内容

別紙「準備業務委託仕様書」のとおり

(3) 準備業務契約上限額

本件準備業務契約の上限額は、6,077,500円（消費税込み）とする。

13 スケジュール（予定）

(1) 区公式ホームページ掲載

令和5年4月28日（金）

(2) 参加申請書の受付

「7 参加手続き（1）」の場合 令和5年5月 2日（火）午後3時まで

「7 参加手続き（2）」の場合 令和5年5月16日（火）午後5時まで

※提出予定日の連絡は令和5年5月11日（木）午後5時まで

(3) 質問書の受付

令和5年5月 9日（火）午前10時まで

(4) 質問回答

令和5年5月10日（水）午後5時予定

(5) 企画提案書等の受付

令和5年5月16日（火）午後5時まで

(6) 第1次選定結果の通知

令和5年6月 8日（木）

(7) 第2次選定

令和5年6月23日（金）予定

(8) 第2次選定結果の通知

令和5年7月14日（金）以降

※スケジュールは、感染症等の特別な事情により変更する場合がある。

※選定に係る経過等については、回答しない。

14 留意事項

(1) 参加経費等

本プロポーザルの参加に要する経費は、参加予定者及び参加者が負担するものとし、区はかかる経費も負担しない。

(2) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。また、企画提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

(3) 企画提案書の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開とする。

- (4) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。
- (5) 電子メール未着信などによる不利益等について、区は、一切責任を負わない。
- (6) 本プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。
- (7) 応募は1事業者につき1案とする。
- (8) 適正な手続きの順守
申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。
- (9) 「4 委託期間 ※」に基づき、次年度の随意契約を締結するにあたっては、社会情勢の変化、国民健康保険制度の見直し、区の組織改正等を鑑みたうえで契約内容を見直す場合がある。
- (10) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

15 事務局（各種書類の提出先、問合せ先及び電話連絡等対応可能時間）

(1) 各種書類の提出先、問合せ先

新宿区健康部医療保険年金課庶務係 担当 西村・松野
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎4階5番窓口
電話：03-5273-3880（直通）
FAX：03-3209-1436
メールアドレス：iryohonenkin@city.shinjuku.lg.jp

(2) 電話連絡等対応可能時間

月～金（土日祝除く）：午前9時～午後5時